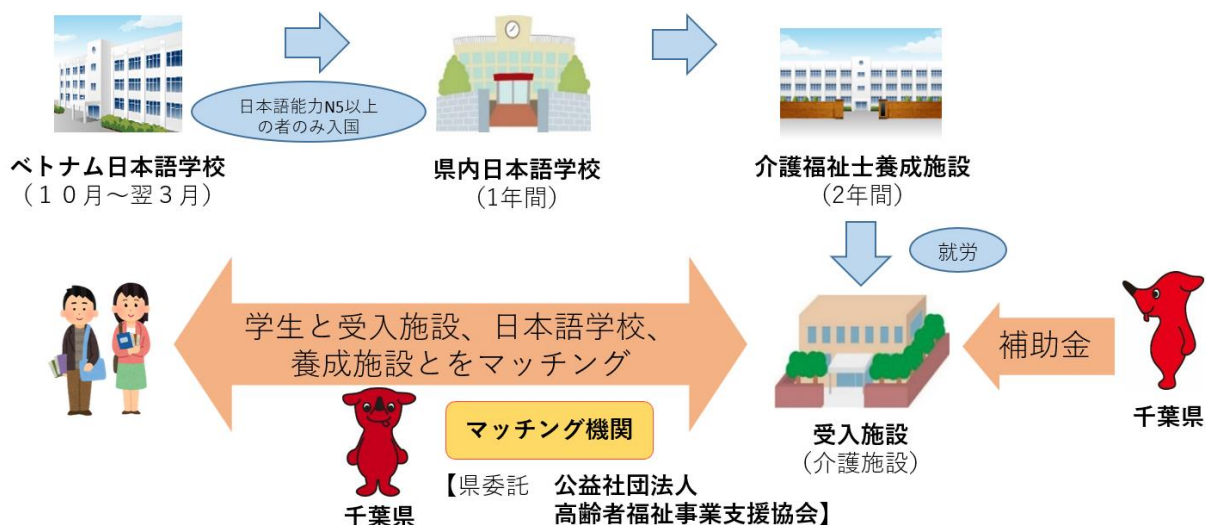


(別紙)

千葉県留学生受入プログラムに参加する介護福祉士養成施設の条件

1 目的・概要

- ・千葉県内で介護職として就労を目指す海外の学生や、県内の日本語教育機関（日本語学校）又は介護福祉士養成施設に在籍する留学生が、介護福祉士資格を取得して、在留資格「介護」により就労することを目標とします。
- ・留学生は、日本語学校（海外・県内）での教育を経て、県内の介護福祉士養成施設で、介護福祉士資格の取得を目指し、県はこれを一体的に支援します。
- ・学生と、学生の進学先となる日本語学校・介護福祉士養成施設、就労先となる介護施設は、千葉県が委託するマッチング機関によりマッチングされます。
- ・「県が事業協定を締結した海外日本語学校から受け入れるルート」と「介護福祉士養成施設に既に在籍している留学生を対象とするルート」の2つがあります。



2 県が事業協定を締結した海外日本語学校から受け入れるルート

(1) 概要

- ・参加する学生は、県内日本語学校に留学する前に、就労先となる介護施設とマッチングされ、県が事業協定を締結した海外日本語学校において、日本語の教育を受けた後、入国します。
- ・学生は、介護福祉士養成施設に在学中、マッチングされた介護施設から、居住費（寮費）として1か月3万円の支援を受けることができます。

※金額は補助要綱の基準額です。実際にかかる費用等により変動があります。

- ・介護福祉士養成施設の学費は、介護福祉士等修学資金の利用を想定しています。
- ・参加する学生は、海外日本語学校が募集します。募集にあたっては、マッチングに参加する介護施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設の情報を提供します。
- ・なお、入国できるのは、現地日本語学校在籍期間の日本語能力がTOP Jテストの初級A-5以上、JLPTのN5以上又は日本語NAT-TESTの5級以上の認定を受けた者のみとします。

(2) 介護福祉士養成施設にお願いしたいこと

- ・県内日本語学校から受け入れた留学生への教育
(介護福祉士国家資格を取得できるよう、教育してください。)
- ・留学生のアルバイト時間の管理等生活面の指導において協力をお願いします。
- ・プログラムの途中で、留学生が介護福祉士養成施設を退学した場合に、退学後に係る支払済の学費の返還など、受入施設の負担軽減にご協力をお願いします。

(3) プログラムの全体スケジュール

2024年10月～2025年3月 ベトナム現地日本語学校で学習

2025年 4月～2026年3月 県内日本語学校で学習

2026年 4月～2028年3月 介護福祉士養成施設で学習

2028年 4月～ 県内介護施設で就労

3 介護福祉士養成施設に既に在籍している留学生を対象とするルート

(1) 概要

- ・介護福祉士養成施設に在籍する留学生で、介護施設での就労を希望する方がいれば、就労先の施設とマッチングを受け、居住費の補助を受けることができます。
- ・マッチングにあたっては、県やマッチング機関により留学生への制度説明を行います。

(2) 介護福祉士養成施設にお願いしたいこと

- ・マッチングされた留学生への教育
(介護福祉士国家資格を取得できるよう、教育してください。)
- ・留学生のアルバイト時間の管理等、生活面の指導において協力をお願いします。

(3) スケジュール

(2024年10月時点で介護福祉士養成施設1年に在籍している留学生の場合)

2024年 4月～2026年3月 介護福祉士養成施設で学習

2026年 4月～ 県内介護施設で就労

※ 県内マッチングの募集については、別途ご案内します。

4 千葉県留学生受入プログラムに参加する「介護福祉士養成施設」の条件

(1) 参加基準

- ① 修業年限は2年間であること。
- ② 前年度の介護福祉士国家試験において、全体又は留学生を除き70%以上の合格率があること。ただし、入国後、介護福祉士養成施設への入学が可能な留学生（日本語能力試験（JLPT）N2相当以上の日本語能力を有している者。）の受入が可能な場合は、この限りでない。
- ③ 原則として、卒業生が県内介護施設で就労している実績があること。

(2) 役割

- ① 留学生が介護福祉士国家資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 日本語能力が低く、授業への対応が困難なものには適宜補講を実施するなど十分なサポートを行うこと。
- ③ 留学生の学習をサポートするための体制（留学生担当部署、留学生サポート教職員）を整備すること。特に、アルバイトの実施については、本プログラムに参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
- ④ 留学生の入学に当たっては、県内日本語学校と連携を取りながら進学をサポートすること。特に進学に際して新たに住居が必要となる場合には、受入施設とも連携しながら適切な支援を行うこと。
- ⑤ 留学生が除籍した際には速やかに出入国管理局に届け出るなど、適正な運営を行うこと。

- ⑥ 在籍中に留学生が本プログラムを離脱し、受入施設から介護福祉士等修学資金の保証人としての負担軽減について協議があった場合は、誠実に対応すること。
- ⑦ マッチング機関が実施する調査に協力すること。